



三重県公報

令和6年4月16日 (火)

第 507 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
310	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
311	同件	(同)	2
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	3
	同件	(同)	4
	同件	(同)	4
	同件	(同)	4
	同件	(同)	4
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	5
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	5
	二級建築士の免許を取り消した旨	(建築開発課)	5
	開発行為に関する工事の完了	(同)	6
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(総務事務課)	6
正 誤			
	令和6年2月27日付け三重県公報第493号	(地域福祉課)	9
	同件	(同)	9

告 示

三重県告示第 310 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 4 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンファーレ

桑名市栄町 1-1 ほか

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号	伊藤 光博
桑名十楽株式会社	桑名市大字小貝須 1555 番地	水谷 新左衛門

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目 3 番 21 号	伊藤 光博
桑名十楽株式会社	桑名市大字小貝須 1555 番地	水谷 新左衛門

3 変更年月日

令和 6 年 3 月 13 日

4 変更理由

住所の変更のため

5 届出の日

令和 6 年 3 月 29 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 4 月 16 日から同年 8 月 16 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 311 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ

き事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年4月16日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンファール
桑名市栄町1-1 ほか
- 2 変更事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数及び位置
(変更前)

駐車場	収容台数	位置
駐車場	136台	縦覧による
合計	136台	

(変更後)

駐車場	収容台数	位置
駐車場	52台	縦覧による
合計	52台	

- 3 変更年月日
令和6年11月30日
- 4 変更理由
現状の利用実態にあわせた届出とするため
- 5 届出の日
令和6年3月29日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年4月16日から同年8月16日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和6年4月16日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称
いなべ市
- 2 調査を行った期間
平成23年7月から平成25年3月まで
- 3 成果の名称
いなべ市（山口①-2地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
いなべ市藤原町山口地内
- 5 認証年月日
令和6年4月1日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 6 年 4 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
志摩市
- 2 調査を行った期間
平成 24 年 5 月から令和 5 年 11 月まで
- 3 成果の名称
志摩市（志島①地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
志摩市阿児町大字志島地内
- 5 認証年月日
令和 6 年 4 月 1 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 6 年 4 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
木曾岬町
- 2 調査を行った期間
令和 4 年 8 月から令和 5 年 12 月まで
- 3 成果の名称
木曾岬町（源緑輪中①地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木曾岬町大字源緑輪中地内
- 5 認証年月日
令和 6 年 4 月 1 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 6 年 4 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
木曾岬町
- 2 調査を行った期間
令和 4 年 8 月から令和 5 年 12 月まで
- 3 成果の名称
木曾岬町（上和泉⑤地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木曾岬町大字和泉地内
- 5 認証年月日
令和 6 年 4 月 1 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 6 年 4 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
多気町
- 2 調査を行った期間
平成 21 年 6 月から令和 4 年 3 月まで
- 3 成果の名称
多気町（丹生 2 地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
多気町大字丹生地内
- 5 認証年月日
令和 6 年 4 月 1 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 6 年 4 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

中村土地改良区（伊勢市中村町 893）

退任理事

伊勢市中村町 628-81

〃 〃 1202

〃 〃 1080

〃 〃 1032

〃 楠部町 1785

河 西 博

服 部 芳 雄

世古口 幸 也

木 元 晋

前 田 正 男

退任監事

伊勢市中村町 1014

〃 〃 959

竹 野 寛

世古口 直 也

就任理事

伊勢市中村町 628-81

〃 〃 1032

〃 〃 1014

〃 〃 1258

〃 楠部町 1763

河 西 博

木 元 晋

竹 野 寛

田 中 一 朋

川 井 良 郎

就任監事

伊勢市中村町 1059

〃 〃 959

辻 信 久

世古口 直 也

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、員弁地区土地改良区（いなべ市員弁町笠田新田 2205 番地の 1）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 4 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 4 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 免許の取消しをした年月日
令和 6 年 4 月 3 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
岡出 啓一
二級建築士
三重県知事登録第 3019 号

3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定に基づく二級建築士の死亡の届出があったため

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和6年4月16日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和6年 4月2日	三重郡菰野町大字菰野字藩内 1478 ほか1筆ほか	愛知県豊川市白鳥町京次 52-1 岡田建設株式会社 代表取締役 岡田 司
令和6年 4月3日	伊勢市小俣町明野 1526-1 ほか3筆	津市下弁財町津興 725-2 株式会社 YAMAMURA 代表取締役 山村 竜司
令和6年 4月4日	三重郡川越町大字南福崎字大正割 888-1	愛知県弥富市鯛浦町上本田 1-4 太田 美子

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年4月16日

三重県知事 一見勝之

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
三重県給与システムサーバ機器等賃貸借
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限
仕様書に記載のとおり
- (4) 納入場所
仕様書に記載のとおり

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はでき

ません。

- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年5月13日（月）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部総務課総務班 担当 青木
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

(2) 契約条項を示す場所

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891（合同ビル1階）
三重県総務部総務事務課総務班 担当 濱口、岡嶋
電話 059-224-2050 ファクシミリ 059-224-6654

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和6年5月27日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年5月16日（木）17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年5月16日（木）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年5月27日（月）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年5月27日（月）15時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地（三重県庁1階）

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課総務班

案件名 三重県給与システムサーバ機器等賃貸借

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年5月27日（月）15時15分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:
Lease Contract of Mie Prefecture Salary System Server Equipment
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, May 27, 2024.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Monday, May 27, 2024.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Monday, May 27, 2024.
- (4) Managing Authority:
General Affairs Office, General Affairs Department, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL: 059-224-2190

正 誤

令和6年2月27日付け三重県公報第493号に登載しました、生活保護法施行細則の一部を改正する規則中

ページ	行	誤	正
3	1	(第19号関係)	(第19条関係)

令和6年2月27日付け三重県公報第493号に登載しました、三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則中

ページ	行
7	14

誤

三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

正

三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
